

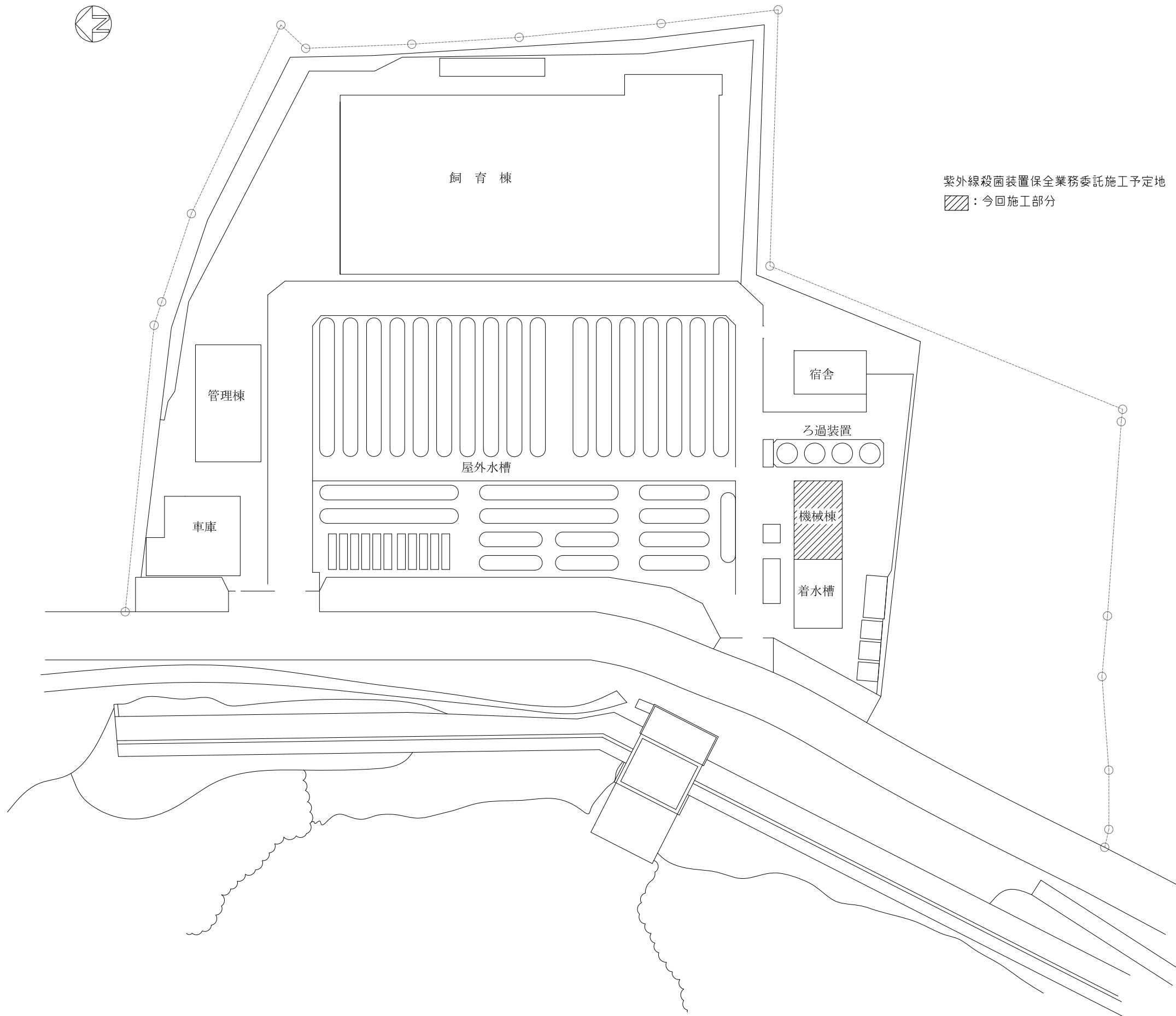
整理番号	8
契約番号	29農振財契第187号
件名	紫外線殺菌装置保全業務委託
履行場所	栽培漁業センター(東京都大島町元町字和泉99-5)
概要	<p>紫外線殺菌装置保全業務</p> <p>(1)機械棟に設置してある紫外線殺菌装置の既設紫外線殺菌ランプを撤去し、紫外線殺菌ランプを新設する。 【紫外線殺菌ランプ 72本 CS1001N (千代田工販株式会社製)】</p> <p>(2)制御盤の点検による点灯状況の点検を行う。</p> <p>① 制御盤面LEDによる紫外線殺菌ランプ点灯状況の点検 ② 制御盤内の各安定器LED点灯状況の点検 ③ その他制御盤点検(ファン回転、フィルター汚れ等)</p> <p>(詳細は別紙仕様書のとおり)</p>
履行期限	平成29年7月31日
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	<p>①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者</p> <p>①東京都における平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加有資格者又は平成29・30年度建設工事等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。</p> <p>②当財団又は官公庁等において同様の業務の契約実績を有する者であること。</p>
格付	問わない
現場説明会	なし
入札予定日時	平成29年6月19日(月) 午後2時15分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団仮設庁舎(東京都立川市富士見町3-8-1) 講堂
希望申出期間	平成29年5月25日(木)から同月31日(水)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	<p>(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印)</p> <p>(2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入)</p> <p>(3) ○希望申出要件①に該当する場合は、</p> <p>【物品買入れ等競争入札参加有資格者の場合】 東京都の「平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し及び「平成29・30年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し</p> <p>【建設工事等競争入札参加有資格者の場合】 東京都の「平成29・30年度建設工事等競争入札参加資格審査受付票」の写し及び「平成29・30年度競争入札参加資格審査結果通知書(工事)」の写し</p> <p>○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)</p>
(1)から(3)までを提出してください。	
備考	<p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。</p> <p>(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。</p> <p>(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。</p> <p>(7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。</p>
入札に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 星野</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/</p>
仕様内容に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター 【担当】 小林</p> <p>住所 東京都大島町元町字和泉99-5</p> <p>電話 04992-2-3461 FAX 04992-2-4492 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/</p>

仕 様 書

- 1 件 名 紫外線殺菌装置保全業務委託
- 2 履 行 場 所 公益財団法人東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター
東京都大島町元町字和泉 99 番 5
- 3 履 行 期 限 平成 29 年 7 月 31 日
- 4 支 払 条 件 検査完了後、適法な支払請求書を提出した日から 30 日以内
- 5 業 務 概 要 紫外線殺菌装置保全業務
(1) 機械棟に設置してある紫外線殺菌装置の既設紫外線殺菌ランプを撤去し、紫外線殺菌ランプを新設する。
紫外線殺菌ランプ 72 本
C S 1 0 0 1 N (千代田工販株式会社製)
(2) 制御盤の点検による点灯状況の点検を行う。
① 制御盤面 L E D による紫外線殺菌ランプ点灯状況の点検
② 制御盤内の各安定器 L E D 点灯状況の点検
③ その他制御盤点検 (ファン回転、フィルター汚れ等)
- 6 提 出 書 類
- ・ 委託完了届 1 部
 - ・ 業務報告書 2 部
 - ・ 記録写真 1 部
- ア 撮影箇所及び撮影内容
- (ア) 施工前に、全景又は代表部分を 1 回撮影する。
 - (イ) 業務完了後に、全景又は代表部分を 1 回撮影する。
 - (ウ) 業務施工中に、全景又は代表部分の進捗状況を、適宜、撮影する。
- イ 写真の色彩及びアルバム
- 写真は、カラーを原則とし、アルバムは、A 4 サイズを標準とする。
- 7 労働安全衛生法に基づく労働災害防止処置等 労働安全衛生法第 30 条第 1 項に規定する処置を講ずべき者として、本業務の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本業務の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
- 8 入札等について 入札 (又は見積書の提出) にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

- 9 紫外線殺菌ランプの保証等について
- (1) 保証期間は、紫外線殺菌ランプの使用開始から、1年間とする。この期間内に紫外線殺菌ランプが不点灯になった場合は、請負者は、発注者に対し、代品を無償で提供するものとする。ただし、紫外線殺菌ランプは、請負者の出荷後、6か月以内に発注者において、点灯運転を開始するものとする。
- (2) 点灯運転は、原則的に連続点灯とする。ただし、1年間に数回実施される電気設備点検及び一定期間の点灯停止は、連続点灯とみなす。
- (3) 保証から除外する事項
- ア 通水が停止している状態で、紫外線殺菌ランプを点灯継続した場合
- イ 紫外線殺菌ランプの不点灯が自然環境条件による場合
- 例① 暴風雨等により紫外線殺菌装置に浸水があった場合
- ② 落雷等により電氣的な負荷があった場合
- ③ 海浜地区設置に伴う、海水の塩分による影響があった場合
- ウ 予測し得ない条件及び請負者の要因以外理由によって、紫外線殺菌ランプの不点灯が発生した場合
- (4) 発注者は、紫外線殺菌ランプの到着後、5日以内に運送上の理由による破損の有無を確認し、破損があった場合は、直ちに請負者に連絡をするものとする。
- 10 一般事項
- この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。
- 11 ディーゼル車規制
- この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合で、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に該当する場合は、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- 12 暴力団等排除に関する特約条項
- 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

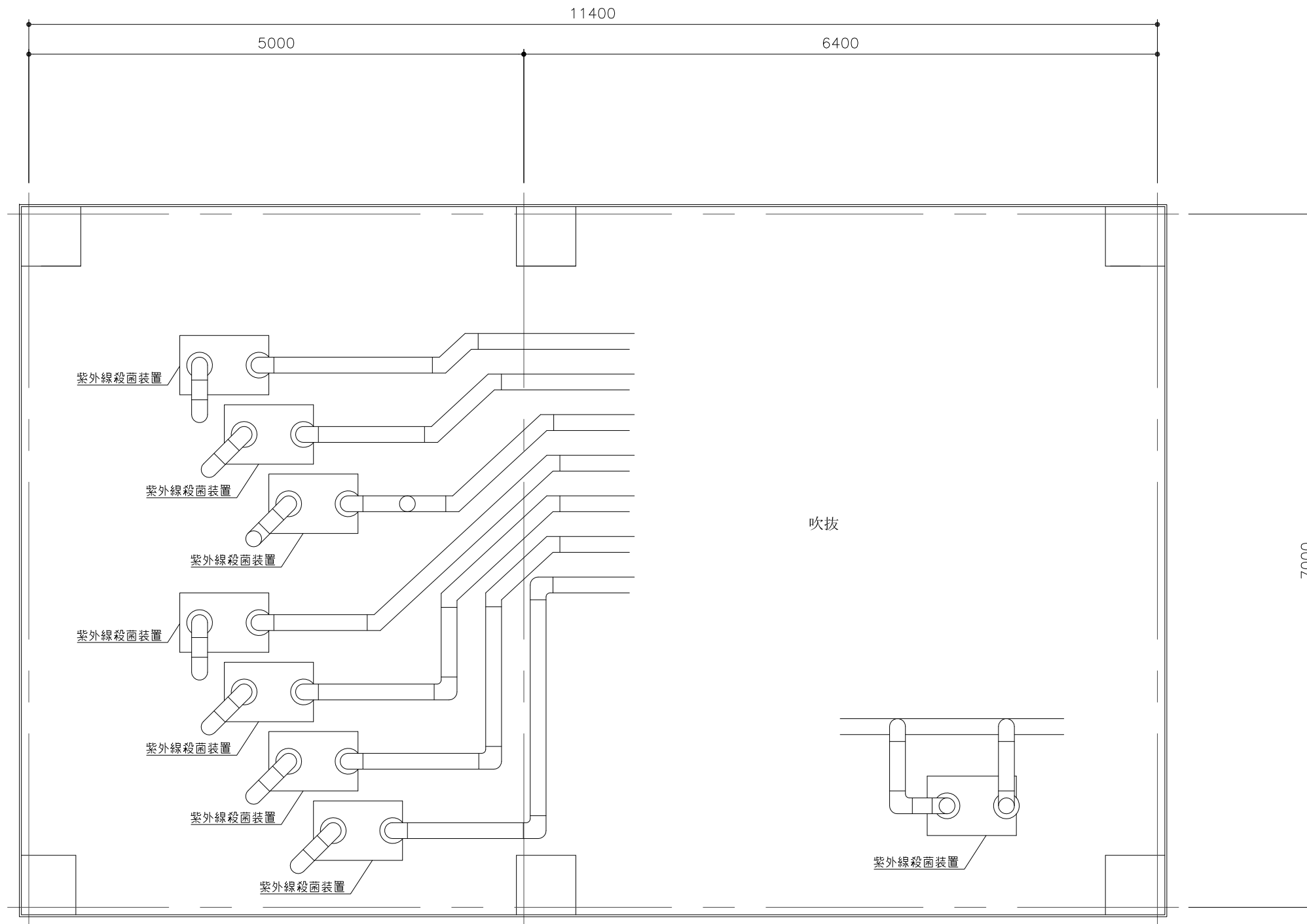
担当：公益財団法人東京都農林水産振興財団
栽培漁業センター 小林
東京都大島町元町字和泉 99 番 5
電話：04992-2-3461



紫外線殺菌装置保全業務委託施工予定地

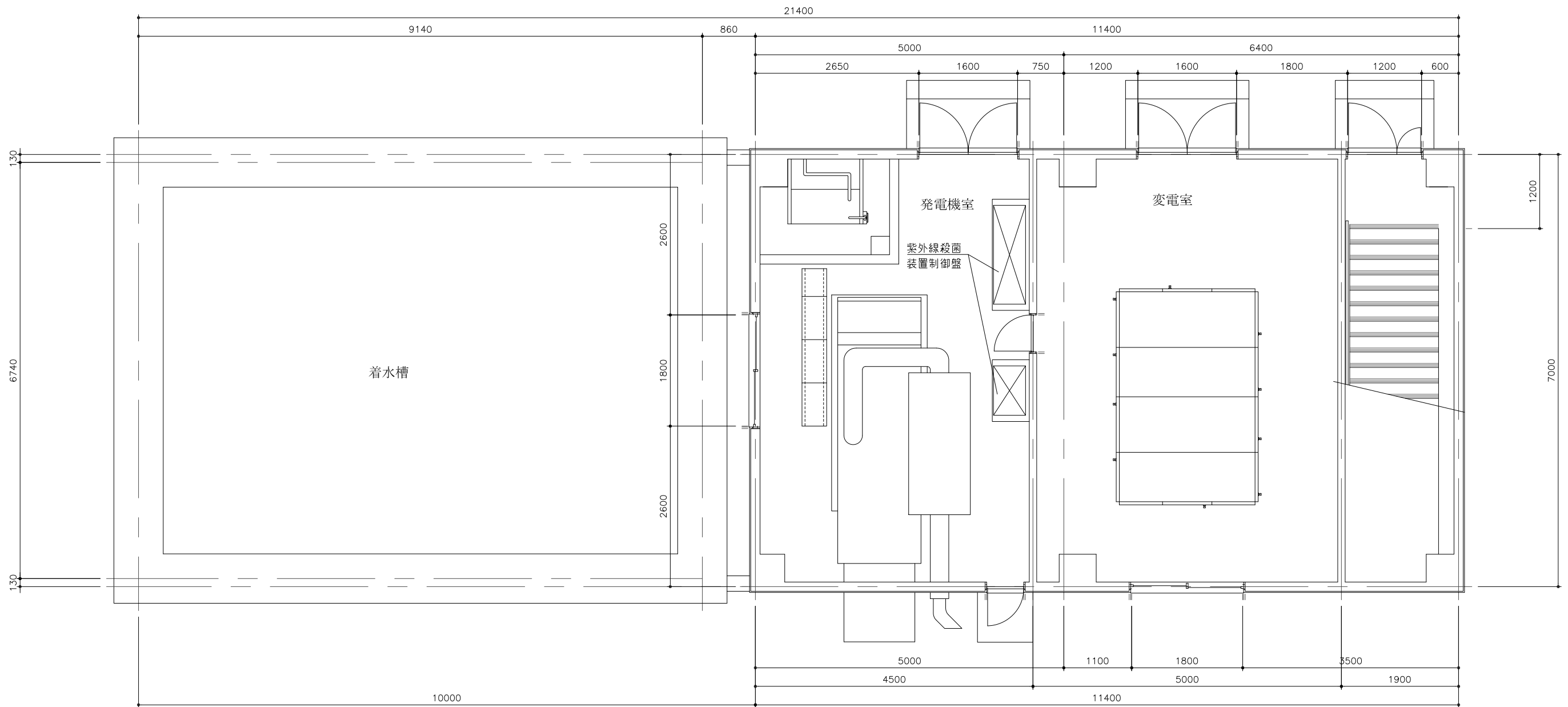
▨ : 今回施工部分

件名	紫外線殺菌装置保全業務委託		
図面	配置図		
年月日			
尺度	1:600	図面番号	M-01
(公財) 東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター			



機械棟吹抜階平面図

件名	紫外線殺菌装置保全業務委託		
図面	機械棟吹抜階平面図		
年月日			
尺度	1:50	図面番号	M-02
(公財) 東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター			



機械棟 1 階平面図

件名	紫外線殺菌装置保全業務委託		
図面	機械棟 1 階平面図		
年月日			
尺度	1:70	図面番号	M-03
(公財) 東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター			